

第 134号

瓦 版 え く れ し あ

～ 集 い の 場 ～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



目 次

1. 平成 25 年度「フィリピン人労働者を支援する会」活動報告
2. 四国の造船所で働いている技能実習生の問題から
3. 人間扱いされない外国人労働者 愛媛ユニオンの機関誌から
4. T屋裁判 4・15 公判報告 働く者の相談室 呉 米今達也
5. 無料法律相談会のお知らせ (平成 26 年 5 月 25 日)
6. ケラメイコス ころ茶碗
7. 本の紹介 【新訳】正法眼蔵 道元著 ひろさちや編訳
8. 今月の言葉

平成 25 年度フィリピン人労働者を支援する会の活動報告

(1) 活動報告

昨年に引き続き大きな問題が無い一年でした。昨年度の終わり 3 月 14 日に江田島市切串で発生した中国人技能実習生の殺傷事件を契機として江田島市等行政の取組が新聞報道されていました。そうした取り組みは必ずしも技能実習生制度が抱える問題を正面から取り組んだものとは少し違うのではないかといえます。私が把握している限りでは、この問題に正面から取り組んだのは昨年 12 月に岡山県華僑華人総会がおこなった「2 度と江田島事件を起こさない為に～外国人・技能実習生の実態について～」という講演会だけです。この事件の担当弁護士の一人端野弁護士、福山のたんぼぼユニオンの武藤委員長と私の 3 名が話をしました。

江田島市にはフィリピン人 200 人前後が、各地区に 30 名程度ずつ住んでおり、問題もかかえているとの情報は得ていました。江田島市の事件を契機にフィリピン人をまとめることを通じて他の外国人との関係づくりが出来ればと考え、月 1 回のミサの開催を検討しました。その結果、三高地区と高田地区の二か所でミサを始めることが出来ました。残念なことに三高地区については 4 回のミサで中断せざるを得なくなりましたが、今年は参加者が少なくても復活させたいこと、またその他の地域での開催が検討課題ですが、ただ問題はミサを引き受けてくれていた Fr ジェロムがイタリアに留学したため後任の神父様が見つかるかという問題があります。

また昨年度から継続していたゴルフ場で働いていた実習生の問題が 6 月に示談で解決しました。この裁判の中で協同組合が指針を無視した指導を行っていたことが相手の陳述書に詳しく記載されていたことため、帰国している二人から弁護士への委任状を取りよせ、交渉の結果満足のいく感謝料を支払わせることが出来ました。

新しい試みとして、8 月から 2 か月に 1 回を目途に開始した幟町教会での無料法律相談会が順調に進んでいます。協力いただける弁護士さんも数名おられ、常時、弁護士 3 名、税理士 1 名そして社労士 1 名の体制で運営しています。在留資格関係の専門家の参加が課題としてあります。

4回の相談件数は外国人8件、日本人18件の合計26件です。相談件数は多いとは言えませんが継続し、認知されることによって相談は増えていくと考えています。

25年度新たに相談を受けた状況は下記の表の通りですが、問題の事例また国籍については特別変化はありませんが、その他の項が15件から26件と大きく増えています。労働問題以外の離婚やDVといった問題が増えた結果といえます。

広島県以外からの相談が増えてきたことから新たに地域別の統計を取ってみました。守備範囲の広島市、呉市・江田島市と東広島市以外からの相談が3分の1程度ありました。今治市4件と豊橋市2件などはこれまで広島で支援した同じ協同組合の友人を通じて関係が続いてきている地域です。交渉等が必要な場合には直接対応できないためそれぞれの地域の支援団体に依頼しています。四国については今治と坂出の造船所が中心であり、3月にえひめユニオンに初めて交渉依頼しました。豊橋についてはフィリピン人女性たちが造っている支援組織である名古屋のFMC(Filipino Migrant Center)と愛知県労連に、東京についてはカトリック国際センター(CTIC)に依頼しています。ただ問題としてあるのは支援団体と本人の間に立って、しっかり関係を持ち親身になって動いてくれる人が居ないといった問題があります。カトリック教会ではJ-Carm(日本カトリック難民移住者移動委員会)が各教区ごとに組織されているのでこれがネットワークとして機能すればいいのですが・・・。広島での他組織との連携と言う面では、広島市のスクラムユニオンと福山市の福山ユニオンたんぽぽと私たちの会はうまく連携が取れており広島県全域と周辺地域までは対応可能となっています。ただ私たちの会の活動は広島市と呉市周辺のフィリピン人が中心であり、これ以外の県内の他地域や他の外国人との連携は取れていません。

記録に残したものの 43件 の内訳

労働問題			失踪	脱退一時金	その他	法律相談会 (別掲)
強制帰国	残業	労災				
2件	10件	2件	2件	1件	26件	4回

国籍別等

フィリピン	ブラジル	中国	日本	フェースブック(再掲)	
				国内から	フィリピンから
31件	2件	6件	4件	4件	0件

市町村別

広島	呉・江田島	東広島	福山	今治	豊橋	東京	岡山	その他
12件	13件	2件	2件	4件	2件	2件	1件	5件

(2)収支報告 (平成26年3月31日)

収 入		支 出	
会 費(7名)	11,000	雑費	0
維持会費	0	貸付金	0
寄付金(3名)	45,000		
受取利息	67		
貸付金戻入	15,000		
前年度繰越金	357,552	次期繰越金	428,619
合 計	428,619	合 計	428,619

※ 貸付金戻入はフィリピンに帰国後も裁判が続いていた実習生にフィリピンで作成した貰った宣誓供述書の翻訳代で裁判終了後回収したものです。

(3)フィリピン人労働者を支援する会への加入・寄付のお願い

外国人技能実習生を始め外国人はさまざまな問題を抱えて生活しています。技能実習生たちは対外的接触の禁止や様々な恐怖感を植え付けられています。また島嶼部に住む日系フィリピン人は隔離された環境にあり社会保険等を始めとした法律的な知識の無いことからの問題があります。こうした日系フィリピン人との関係づくりに関心を持って取り組みたいと考えています。

なお、この会は、フィリピン人に限定しておらずあらゆる国籍の人に対して支援しています。新年度に当たり、会費納入等会の活動維持にご協力お願いいたします。

会 費 : 正会員 1口 1,000円(実習生 500円)、維持会員 1口 10,000円
寄 付 : 金額自由
銀行口座 : 広島銀行本店 普通預金 3805299
フィリピン人労働者を支援する会 会長 小松公寛
事務局 : 小松社会保険労務士事務所内携帯電話:090-7590-0215
〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

労働相談・支援団体

【広島県内】

1. スクラムユニオン広島 広島市二葉の里一丁目 3-16 TEL 082-262-3751
2. 福山ユニオンたんぽぽ 福山市東桜町 10-1 TEL 084-928-5055
3. 働く者の相談室呉
呉市山手2丁目2-1 毎週水曜日 18時~20時 TEL 0823-21-9126
4. 働く者の相談室県北
三次市南畑敷町 127-14 毎週水曜日 18時~20時 TEL 0824-63-0999

【広島県外】

1. えひめユニオン 松山市萱町 2丁目 1-2 TEL 089-924-2497

四国の造船所で働いている技能実習生の問題から

この造船所で働くフィリピン人技能実習生との関係は平成 24 年 5 月に 5 名が広島まで相談に来た時に始まります。5 名は造船所の下請で勤務しており勤務する会社は違っていました。問題は寮での生活と通訳の問題でした。寮では火気厳禁で食事を造ることは禁止されていることそして通訳が日記に卑猥なコメントを加えることでした。賃金については始業前の打合せ時間が残業処理されていない程度でした。お城と平和公園など広島観光で楽しい一日を過ごしました。

昨年 12 月に彼らとは別のフィリピン人技能実習生から「会社に来ないでいい」と言われたと言って相談がありました。この時は、「来るなど言われても毎日普通通りに会社に行くように」と伝え問題は解決しました。この時、賃金が正しく払われているかどうかチェックするので労働時間の記録をつけるように伝えていました。今年の 2 月の終わりに、契約書と賃金明細書と記録がフェイスブックで送られてきたので調べてみるといくつか問題が出てきました。対応はえひめユニオンに依頼しましたので契約書と賃金明細書と送られてきた団交の情報等を交えて問題となる点を考えてみました。

- ①始業前の打合せの時間が未払となっている。(始業 20 分前に入社している)
- ②契約書には 1 日 7.5 時間労働、休日は日曜日と月当たり 3 日の休日の合計年間 88 日の休日
でカレンダーを配布と記されています。
- ③年休取得は認めず出勤日 1 日について 0.5 時間の調整手当として支給しているようです?
- ④社長の自宅の草取りをさせられている。
- ⑤ユニオンが団体交渉を申し込んだ後社長が本人のところに来て「労働基準法通り正しくしている」と行ってきたり、よく分からないお金を清算するといわれるとのメールが入りました。

怖いのはお金を渡し、「本人との間で解決した」と言われることですが、こうしたことは不当労働行為の問題となり問題の解決を難しくさせる原因となります。

この問題について、私自身本人と直接話が出来ていませんし、交渉の経緯がユニオンから届いても詳細な点は分かりませんが、始業前のミーティング時間の問題を除けば契約書の作り方のミスと言う感じを持っています。この原因は会社には労働法の知識かせなく、契約書を協同組合任せや社労士任せにして実態と乖離したものとなっている点にあります。

【補足：変形労働時間制の問題】

造船所では変形制の導入如何にかかわらず年間カレンダーを作成しているのが普通です。従って契約書には「年間の休日日数と日曜日が休日であることと残りの休日はカレンダーで指定する」となります。しかしこの下請けは1か月の変形制として、「1日の労働時間は7.5時間、休日は日曜日と月3日の86日でカレンダーで指定」とされています。10月を例にとると、31日－日曜日4日－休日3日＝24日の労働となります。とすると、労働時間は24日×7.5時間＝180時間となります。しかし1か月の労働時間の限度は177.14時間であるため、この差2.86時間に対して1.25の割増賃金の支払いが必要となります。併せて、年末年始、ゴールデンウィークやお盆などについては、日曜日+3日を超えた休日に対して休業補償の支払いが必要となり、1か月変形は成立しないこととなります。1年単位の変形制であればこの問題は発生しません。

1か月の変形制は就業規則に定めておけば労使協定は不要となりますが、実態として成立しないのであれば土曜日の扱いをどうするかが問題となります。土曜日は休日とするか2.5時間の勤務にするかとなります。従って土曜日の労働に対しては少なくとも(7.5時間×6日)－40時間＝5時間に対しては25%の割増賃金の支払いが必要となります。契約書には「法定外休日25%の割増」と明記されているため、休日扱いとすれば7.5時間すべてに対して25%の割増賃金が必要となります。所定労働時間7.5時間と定められているため、土曜日は休日扱いと考えざるを得ないといえます。造船所の実態として1日2.5時間労働などありえないでしょう。

労働契約書に従って考えると、1週間で見た場合、土曜日の問題そして年末年始等の月3日を超える所定休日に対する休業手当の支払いが発生するためかなりの額の未払い賃金があるともいえます。実態を無視した杜撰な契約書から様々な問題が噴出してくる例といえます。

1年単位の変形労働時間制で技能実習生に発生する問題として、年末年始、お盆が属する賃金計算期間の稼働日数が15日程度になります。時間給や日給計算であるため手取り額が5万円を切ってしまい、仕送りすると手元に残らず借金して生活している実態もあります。

人間扱いされない外国人労働者

－団体交渉で実態が明らかに！－

「ユニオン通信 NO.008 2014年4月1日 編集発行 愛媛ユニオン」から

広島スクラムユニオンの依頼により、技能実習生として来日しているフィリピン労働者の待遇改善を中心に団体交渉を実施した。最低賃金（愛媛の造船関係818円）で働かせ、空き時間には契約会社社長宅の草引きをさせる事を当たり前の如く説明し「わが社はどこの会社より待遇がよい。フィリピン労働者との信頼関係は揺るがない」とうそぶく会長、研修生が一堂に会した懇親会の写真を見せられた。事あるごとに「労働者は貴重な存在、信頼している、大事にしてきた」と強調するその発言に研修生・技能実習生受け入れにおける裏の世界が見え隠れした。3時間に及ぶ交渉では、会社側、協同組合側共にフィリピン人労働者の彼を实名で呼ぶことは一度もなかった。無意識に発せられる「これが・・・」という人権を無視した発言は一個人を認めず、ないがしろにした奴隷的扱いであることが伺える。人を「これ」扱いとは侮辱も甚だしい。あらゆる権利を取り上げて、あたかも労働者に利益をもたらしているかのような言い訳をする契約会社。その会社に隣接する500坪に及ぶ豪邸（搾取御殿）の意味するものは言うまでもない。権利をはく奪し、義務を押し付ける奴隷労働は後を絶たない。これは氷山の一角である。外国人労働者問題は、これからのユニオン運動の大きな課題でもある。

T屋裁判4・15 公判報告

働く者の相談室 呉 米今達也

残業代未払等の問題で相談を受けた「働く者の相談室呉」が、スクラムユニオンと合同で会社との交渉に入った事件です。交渉が進展しないことから労働基準監督署への申告により会社に支払いが命令されました。また、そうした過程で雇用調整助成金の不正受給も指摘したことから会社は自主的に労働局に返還せざるを得なくなりまし。こうした損害を与えられたこと？に対する報復として、日々の売り上げと売上金が合致しないと後日クレームをつけ弁護士を付けずに調停に持ち込み、裁判官もいい加減さにあきれて、被告側の弁護士に相手の証拠書類を整理するように指示がでました。いい結果とならず、弁護士を付けて裁判所に移行した事件の経過報告です。

「事実は小説より奇なり」：という言葉があるが、これを地で行くのがT屋裁判。TVドラマの裁判では、原告・被告の弁護士が激しく議論する場面があるが、あくまで演出。実際の裁判では、相手を議論で打ち負かすのではなく、それぞれの主張の信憑性を裁判長に印象付ける点に重点を置くので審理は淡々と進む。

ところが4月15日に地裁呉支部4号法廷で開かれた証人尋問・当事者尋問では、激しい議論の応酬が繰り広げられた。

原告K社長への主尋問（会社側弁護士による質問）では、なんと社長と弁護士が激しい議論をするという展開となった。通常、主尋問は事前に打ち合わせ通りに進むものだが、社長がシナリオに反した答弁をしたのか、弁護士が反対尋問のような激しく突っ込んだ質問を行い、これに切れた社長が、開き直った答弁をするという前代未聞の醜態を繰り広げた

これには、傍聴席からしばしば失笑が漏れて、裁判長が「傍聴者は静粛に。退廷を命じるかもしれません」と制する場面もあった。

会社弁護士は、大柄な体格にスキンヘッドという迫力満点の風貌。加えて、目の玉をむいて大声で話すという特徴があった。M被告は、この弁護士の挑発に乗らず、終始冷静に質問に答えて、大変説得力があった。これに焦れたのか、更に大きな声で質問を行ったため、被告弁護士が「異議あり。威嚇的質問です」ときりかえす場面もあった。これを受けて裁判長が「質問は小さな声でしてください」と注意するなど、見どころ満載の公判だった。

さてT屋裁判の争点を振り返る。

通常、労働裁判というのは、労働者が原告で会社あるいは社長が被告で、残業代の未払など労働法違反を争う事例が多い。しかし、今裁判は社長が原告でHさん・Mさんという二人の元パート従業員が被告という立場である。二人は、T屋という弁当屋で働き、軽四のハコバンに弁当やパンを積み込み、呉市内の主に島嶼部を移動しながら販売するという仕事を行っていた。

朝、工場で商品を詰め込み、事務所で釣銭を受け取って出発。終了後は、売れ残りを店舗に下ろし、売上金を事務所に渡す、という手順で毎日の仕事をしてきた。売上げ状況は、「営業日報」に記載していたのだが、この日報の計算と実際の現金に過不足が発生していたとのこと。日によって「サービス商品」という値引き販売もあったというのだから、持ち出した弁当やパンのその日の単価が日報に明確に記載されていないため過不足が発生しても不思議ではない状況であったといえる。金銭については日々確認され、過不足があればその日若しくは翌日には確認清算されているはずである。日々こうした確認がなされていないのならば会社側が売り上げをごまかしていたとの疑いも生じる。日報様式に問題があったのならば改善策を取るべきであるが社長は、改善策をとらず、移動販売事業を閉鎖し、彼女たちが会社を辞めた後になって「不足は、被告が横領したもの」と難癖をつけて損害賠償の民事裁判に訴えた。

4・15 公判で明らかになったこと

【0元事務員証言】

この日トップバッターで登場したのは、T屋・K米穀の両方で事務員として働いていたOさんという、女性の元従業員。原告が申請した証人という事で原告有利の証言が出てくるのか、とも

思われたが、特に目新しいものはなく、金銭の授受をしていた他の事務員(なぜこの人が証人ではないのか不思議です)からの伝聞情報に留まっていた。また、金銭の過不足について、社長から指示を受けて原因追及をして社長に報告したが、その時の返事など核心に触れる部分については「覚えていない」との証言に留まった。

【主役の登場】

この裁判の不思議な所は、売上金と営業日報が合わないという、だれが考えても経営の最も大事な点について、社長は何時の時点で気づき、対策を講じたのか、何故、移動販売事業を辞めた後に、しかも被告が会社を辞めた後に、裁判に訴えたのか、という点であったが、これらについて、K社長は本人尋問の中で注目される証言を行った。

① 両被告が移動販売をしていた時に事務員から「金額が合わない」との報告を受けて、「Mさんから聞いて、よく計算しなさい。」と指示したら合うようになった。

② 当初の請求額は130万円だったが、提訴後エクセルを使って再計算したら50万円になった。

③ 3カ月程度同じ移動販売に従事していた人にも同様の問題があり支払わせた。

最後の点については、本人がわずかなことでいやな思いをしたくない、早く就職したいとのことで脅しに応じていました。

要は、これに味を占めて両名を訴える事にした、というところか。

金額が合わない、という指摘を被告にしたのも、被告たちがスクラムユニオンに加入して、① 残業代の支払い請求し、② 当日休暇を取った際のペナルティの返金を労基署から指示された後であることを証言している。つまり被告らの当然の要求に対する報復として、何らかの理由で会社が問題としてこなかった過不足を横領と言う形で指摘したとしか考えられない経過を述べた。

その他にも、移動販売を廃止した理由について、「移動販売の従業員たちがユニオンに入り、自分の思うままコントロールが出来なくなったこと、多大な赤字を抱えて黒字への転換が無理だと判断した」などと述べた。移動販売から予期した売上が得られない原因を、自らの経営能力を棚に挙げて、賃金未払等の問題を訴えてきた労働者やユニオンに転嫁するという身勝手さである。これまで不足額はどのような経理処理をしてきたのか不思議である。

この裁判のもう一つの争点であるH被告に対する会社車両の修理代の請求についても、それぞれが証言を行った。

社長は、「事故相手の損害については保険を使うが、会社車両の修理代については、半額を社員に払ってもらおうようになっている」と証言。会社には安全教育を行う義務があるがどのような教育がなされていたのか、また損害賠償責任はあるとしても故意、重大な過失等がある場合に限られ、軽微な過失では認められないのが原則である。

労働者として真面目に働き、正当な権利の主張を抑え込もうとする卑劣な行為に泣かされることの無いように一人一人の労働者が労働法をしり、権利を訴えていかなければならない。

「無料法律相談会」のお知らせ

会 場 広島市中区鞆町 4-42 カトリック鞆町教会 多目的ホール
日 時 **平成26年 5月25日(日)** 13時30分～17時(受付終了は16時)
※ 教会の駐車場は使用できません。
相 談 員 弁護士： 近藤 剛史 税理士： 貞本 洋一
 弁護士： 森山 直樹 社労士： 小松 公寛
 弁護士： 藤井 なつみ
共 催： 法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

ケラメイコス

ころ茶碗

前回はお守りの話から勾玉に関心を持ちだしたという話でした。関心を持つのは良いのですが、いざ調べてみようとするとう勾玉について書かれた本が見当たらないのにびっくりしました。好事家向けの写真を満載したものなども全く見当たりません。勾玉に関心を持つ好事家の絶対数が少なく採算ベースに乗らない為かも知れません。考古学関係の雑誌の中の論文がある程度で、まとまったものとしては古代史家の水野祐先生の「勾玉」しか目につきません。勾玉そのものに関心があってもついつい何時頃の時代のものかと気になりますし、「く」の字においてみるのが正しいのかそれとも逆くの字においてみるのが正解か、頭の部分に刻みがあるものが古いのか、頭の部分の大きさとお尻の部分の大きさの関係や。緑色や赤色また水晶の透明などいろいろの色や材質のものなどに何らかの意味があるのか、時代の違い、装身具なのか祭祀的・呪術的な用途が目的なのかなど気になることはいろいろあります。そうすると数集めたくするため良いモノだけ幾つか欲しいと思いつつも、実際に手に取って大きさや重さまた肌触りなどを実感しなければなにも理解できないこともあり難しいところですし、良いモノをと言っても鮮やかな緑色のものとなるとなかなか手が出ないのが問題です。時代ごとの特色・形態に該当するモノを集めることが出来れば面白いのかもかもしれませんので、もう少し勉強しながら眺めていきたいと思っています。

私の関心の中心はやきものでそれもぐい呑です。唐津や備前などの土モノが中心となると形と土味や焼き上がりの状態によって好き嫌いを判断します。伊万里焼などの磁器になるとあまり面白みがないので関心は薄いながらも、古伊万里の染付には何かしら魅かれます。これについては形と絵柄が問題になります。龍の絵は具体的に描かれたモノから、忙しさにかまけてか手を抜いてしまい何とも判断に苦しむものまで様々なモノがありかねがね関心は持っています。またコウモリや唐草の文様も集めると面白いと思いつつも眺め続けてきました。唐草の7寸皿



は朝のトーストを置く皿として使っていました。いつの間にか珈琲館でもらったお皿に代わっています。伊万里のものについては何かの拍子に手を出してしまいます。第124号で紹介した初期伊万里の杯がそうでした。先日食器棚を見ていたら安南

染付茶碗の中に上の稲穂と鎌を描いた古伊万里のころ茶碗が入っているのに気が付きました。呼び方はころ茶碗なのかりん茶碗なのかよく分かりませんがこの呼び名で括られるものがいくつかありました。蕎麦猪口の様にならぬものでもないようですし、好きな絵柄となると非常に少ないので私の関心の中にはないのですが、稲穂と鎌はたまたま見かけて、スッキリしているところが気に入ってしまい手に入れたものでした。大きさはぐいのみには大きいし、湯呑みには小さいサイズです。口が少し内側に抱え込まれているので香を楽しむことが出来るのでワインでもいいし、氷を一個入れて焼酎かフィスキーならベストかもしれません。無駄な絵は省



かれ稲穂二つと裏面の鎌だけの白と青のコントラストが涼しさを添えてくれます。この絵は五穀豊穡への祈願を表現したと考えられるため^{うかのみたまの}宇迦之御魂神、要するにお稲荷さんに関する物語が背景にあると考えるのはどうでしょうか。鳥羽上皇と玉藻前(九尾の狐)と阿部清明の物語に発展させるのも面白いことではあります。

左の山水図は、ぐい呑にちょうどいいサイズで、ポツリとした感じで・・使い勝手云々よりもただスッキリした図柄を楽しみましょう。

本の紹介

【新訳】正法眼蔵

道元 著 ひろさちや編訳 PHP 950円

正法眼蔵の名前は日本史で知った程度のものでこれまで関心もないままでした。たまたまネルケ無方というドイツ人のお坊さんが書いた「日本人に「宗教」は要らない」を読み、その中に正法眼蔵の話がいろいろ出てきたことから関心を持ったのがこの本を読む切っ掛けでした。これまで臨済宗の公案を中心とした禅の本を読んでいました。訳の分からない公案の本を読むのも面白いのですが、禅を組む訳でもないので当然のこと頭の中で信仰について考えていくこととなります。そうした流れから曹洞宗の公案の無い只管打座には今一つ関心が持てなかったのですが、その意味するところは生活のすべての局面を禅の生き方としてとらえることを意味していることらしいと分かり、興味を感じました。禅の目指すところは私たちの中にある仏性に対する悟りですが、「翫の頭も神様」と思っている人間にとって、また普通の日本人である私の身の丈に合ったキリスト教を漠然と求めている私にとっては公案を中心にする頭体操に終わる可能性が高くなってしまいます。この本の現代語訳は分かりやすい表現が取られており、すんなりと受け入れられるものでした。生死の巻に次の言葉がありました。「悟りを得るに簡単な方法がある。もろもろの悪事をせず、生死に執着することなく、全ての衆生に慈悲深く、上を敬い、下をあわれみ、万事に対して願う心を持たず、心にあれこれ思わず、憂えることもない、それを悟りと名づける。そして、それ以外に悟りをもとめてはならない。」聖書では「そこで、王は答える。『はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』(マタイ 25・40)でしょうか。しかし「ほかの種は、石だらけで土の少ない所に落ち、そこは土が浅いのですぐ芽を出した。しかし、日が昇ると焼けて、根が無いため枯れてしまった。ほかの種は茨の間に落ち、茨が伸びてそれをふさいでしまった。」(マタイ 13・5-7)は私によく当て嵌まる言葉なのでどうすれば抜け出ることが出来るのか・・・ため息ばかりです。

こなれた訳と適切な解説があるので新年度に当たって読んでみてください。

言葉

無始の大昔より、愚者たちの多くは、認識主体をもって仏性となし、本来の人間だとしてきた。笑止千万である。もうこれ以上、仏性を語るに贅言多言を要しないが、ずばり言えば仏性とはそんじょそこらにある牆壁・瓦礫である。さらに言うとするば、「仏性とはそもそも何であるか？」としか言えない。どうだ、分かったか。

頭が三つに臂が八本。そんな化物に出会ったような顔をするんじゃないよ。

【新訳】正法眼蔵 道元著 ひろさちや編訳 仏性 P.126

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成26年 5月 1日 発行